○東北地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千七百二号亘理都市計画道路事業三・四・五号駅前大通線及び三・四・一号一国幹線
三　事業施行期間　自平成十一年九月十三日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第百七十六号仙塩広域都市計画道路事業三・一・百三十一号八幡築港線
三　事業施行期間　自平成二年二月六日至平成二十七年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業三・五・百九十号植松田高線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県名取市飯野坂四丁目及び小山一丁目地内
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第千六百五十六号一関都市計画下水道事業磐井川流域下水道（一関処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十七年十月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
川崎市川崎区港町二六番二から同市川崎区港町七四番一まで	前	二五・二五～五三・六一メートル
	後	四三・八五～五三・六一メートル　〇〇・四二〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九号	川崎市川崎区港町二四番一地先から同市川崎区港町七四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十八日

○関東地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一一六一番一から同町青柳町字整理地一五七〇番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十八日

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第十一号西東京都市計画公園事業五・五・一号東伏見公園
三　事業施行期間　自平成十四年一月十日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十四年関東地方整備局告示第十一号、平成十六年関東地方整備局告示第五十五号及び平成十九年関東地方整備局告示第三百六十九号の事業地のうち東京都西東京市東伏見一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都西東京市東伏見一丁目地内